

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名称 静岡市清水駅東口駐車場
静岡市清水駅東口自転車等駐車場
- 2 指定管理者の名称 清水駅まちづくりパーキング共同事業体
- 3 指 定 期 間 令和2年4月1日～令和5年3月31日
- 4 選定の経緯
 - (1) 公 募
 - ア 募 集 期 間 令和元年11月5日～令和元年12月4日
 - イ 申 請 団 体 清水駅まちづくりパーキング共同事業体
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書 類 審 査 令和元年12月13日
 - (イ) プレゼンテーション 令和元年12月13日
 - イ 審査委員会
 - 委 員 大江 尚登 (静岡商工会議所産業振興部次長)
 - 〃 大石 真裕 (一般財団法人静岡経済研究所総務担当部長)
 - 〃 八木 清文 (交通政策担当部長)
 - 〃 安本 弘樹 (交通政策課長)
 - 〃 望月 崇弘 (都市計画事務所長)
 - ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり
 - エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名称： 清水駅まちづくりパーキング共同事業体
 - (イ) 点数： 75.4点／100点満点（市が設定した最低基準点 70点）
 - (ウ) 指定管理料提示額：完全利用料金制による
 - ウ 総 評（選定の理由等）

公共施設管理者としての経験と実績もあり、きめ細かい事業計画が策定されており、安心して任せられる。

駐車場の利用台数や満足度の目標を達成するため、利用者サービスの観点では利用料金制度の活用、電子マネー、余剰金の活用等の新しい取り組みがある。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、
経済局次長、農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和2年3月19日

(6) 指 定 令和2年3月23日

(7) 公 告 令和2年3月23日